

第2章 都道府県知事の認定について

第4節 第二種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

相続税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- 個人事業承継計画の確認を受けた個人事業承継者であること

特定事業用資産の相続又は遺贈（以下「相続等」という。）後に個人事業承継者が個人事業承継計画の確認を受けることも可能です。この場合には、都道府県知事への認定申請時まで確認を受けてください。

- 相続等により取得し、相続税を納付することが見込まれること

特定事業用資産については、相続等により取得していることが要件とされます。なお、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（死因贈与）も、相続等により取得したものとされます。

- 個人である中小企業者であること

個人である中小企業者に該当するかどうかの判定は、下記の表の区分に応じ、それぞれに定める常時使用する従業員の数で行います。

業種目	従業員数
製造業その他	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下
卸売業	100人以下
小売業	50人以下
サービス業（下記を除く）	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
サービス業のうち旅館業	200人以下

第2章 都道府県知事の認定について

第4節 第二種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第二種相続申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 生計一親族等から先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得していること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（生計一親族等が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時まで、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第二種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は生計一親族等から相続等した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てについて、第二種相続申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※ 第二種相続申請基準日とは、相続の開始の日の翌日から5カ月を経過する日をいいます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時まで、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。